

発議第 8 号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）改正を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月22日提出

提出者

総務委員長 石原 修治

刑事訴訟法の再審規定（再審法）改正を求める意見書

罪を犯していない人が犯罪者とされ、身に覚えのない罪で処罰される。これが冤罪です。冤罪は人生を破壊する重大な人権侵害ですが、今でも後をたちません。痴漢冤罪などのように、いつ誰が冤罪被害者になるかわかりませんし、決して他人事ではありません。

無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、裁判のやり直し、つまり再審しかありません。

最近では2020年3月、滋賀県の湖東記念病院事件で、12年間服役した西山美香さんが再審無罪判決を勝ち取り、マスコミでも大きく報道されました。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求事件が係属しております。にもかかわらず、実際には再審が行われたのはごくわずかです。

第一の問題点は、警察・検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、不都合な証拠を開示しないことです。捜査で取得した証拠は警察・検察の手にあります。刑事訴訟法での証拠開示規定には問題があります。

通常刑事裁判では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがないままなのです。

この、証拠開示については2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則で、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしています。政府はこれをふまえ、速やかに証拠開示の制度化をおこなう必要があります。

もうひとつの問題は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。

日本の再審制度は、再審開始決定を受けて、再審公判が開かれるという構造なものですから、争いがあれば、再審公判で争うべきです。日本が手本としたドイツでは、既に1964年に検察の上訴を禁止し、再審開始決定が出たら、公開の法廷で裁判のやり直しをしています。

超党派の国会議員連盟が支援している「袴田事件」は死刑判決が確定した事件ですが、警察が証拠をねつ造したと認定して2014年3月に再審開始決定が出され、袴田巖さんは獄中から社会に戻ってきました。ところが、2018年東京高裁がこれを取り消し、最高裁は2020年12月高裁へ差し戻しを決めましたが、さらに審理は長引くことになりました。

大崎事件（鹿児島県）の原口アヤ子さんは、現在93歳です。3度も再審開始決定が出ているのに、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。

名張毒ぶどう酒事件（三重県）の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、その後逆転判決で死刑が言い渡されました。獄中から

何度も再審請求を行った結果、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

「無実の人は無罪に」という再審制度の趣旨からも、再審開始決定に対する開始そのもの中止を求める検察の無限の不服申し立てを認めることは、このような冤罪被害者の悲劇をくり返すことにほかなりません。

無実の者を無罪に、という当然の願いにこたえるために、再審をばむこの2つの障害を取り除くことがどうしても必要です。

要望事項

1 再審のための証拠について、積極的な開示規定を設けること

2 再審決定に対する検察官の不服申し立ては慎重にすること

この内容を反映した刑事訴訟法の再審規定(再審法)改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	菅	義偉	様
法務大臣	上川	陽子	様

千葉県流山市議会